

委 託 契 約 書 (案)

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、滞納整理推進のためのテレビＣＦ企画制作業務に関し
て、次の条件により委託契約を締結する。

(委託業務の表示)

- | | | | |
|-------------|-------------------------|---------|----------|
| 1 委 託 業 務 名 | 滞納整理推進のためのテレビＣＦ企画制作業務 | | |
| 2 業 務 内 容 | 別添仕様書のとおり | | |
| 3 契 約 期 間 | 自 | 平成 29 年 | 月 日 |
| | 至 | 平成 30 年 | 月 日 |
| 4 請 負 金 額 | 金 | | 円 |
| | うち取引に係る消費税額
及び地方消費税額 | 金 | 円 |
| 5 契 約 保 証 金 | 金 | | 円（免除する。） |

(契約の目的)

第 1 条 本契約は、甲が滞納整理推進のためのテレビＣＦ企画制作業務を委託し、乙
はこれを受託して実施することを約し、その対価として甲が乙に対して委託料を支
払うことを目的とする。

(計画書)

第 2 条 乙は、この契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成して甲に提出し、承
認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承さ
せてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限り

でない。

(完了報告及び完了検査)

第4条 乙は、業務が完了したときは、書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、完了検査を行うものとする。

(委託料の支払い)

第5条 乙は、前条第2項の検査完了後、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(前金払い)

第6条 甲は、必要と認める場合は、委託料の一部（又は全部）を前金払いすることができる。

2 乙は、前項の規定により前金払いを請求しようとするときは、「委託料前金払請求書」を甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の役員等（乙の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。）若しくは実質的経営をしている者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部又は一部を支払わないことがある。

(損害賠償)

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第9条 本契約に定めのない事項については、愛媛地方税滞納整理機構会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目1番地2

甲 愛媛地方税滞納整理機構

管 理 者 野 志 克 仁

乙